

障害者自立支援給付費負担金の交付が過大

1件 不当金額(支出) 135万円
(前年度 1件 1472万円)

1 負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費、補装具費等の自立支援給付費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

東京都中央区は、令和元年度の補装具費に係る基準額等の算定に当たり、誤って、適正な金額とは異なる根拠が不明な金額を用いて算定していた。この結果、国庫負担対象事業費12億1127万円(国庫負担金交付額6億0563万円)のうち、270万円が過大に算定されており、これに係る国庫負担金135万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘要
東京都	中央区	令和 元	12億1127万 円	6億0563万 円	270万 円	135万 円	基準額等を過大に算定していたもの